

国立大学法人京都工芸繊維大学における公的研究費の不正防止計画

平成19年9月21日

統括管理責任者裁定

最終改正 令和2年7月30日

本学における公的研究費の不正な使用を防止するため、国立大学法人京都工芸繊維大学公的研究費取扱規則（平成19年8月9日制定）第7条の規定に基づき、下記のとおり不正防止計画を定める。

記

1. 管理運営体制の整備

(1) 検収等の徹底

検収センター（国立大学法人京都工芸繊維大学契約規則第37条第1項に規定する納品の事実確認を行う者が当該行為を行う場所をいう。以下同じ。）において、以下により納品等の事実確認の徹底を図る。

1) 物品の検収

① 検収センターにおいて、本学に納入されるすべての物品の検収を行う。

検収を経ない物品への支払は行わない。

なお、夜間・休日に研究室等に直接搬入された物品についても、翌日又は休日明けに当該物品と納品書により検収を行う。

② 納入業者が意図的に検収センターにおける検収を経ずに研究室に納品した場合、又は検収した納品書の内容と異なる物品を研究室等に納品した場合は、国立大学法人京都工芸繊維大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項第3の規定に基づき、当該業者取引停止等の措置を講じる。

③ 物品検収の実施方法については、学内構成員及び納入業者に対して周知徹底する。

2) 特殊な役務に関する検収

データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など、特殊な役務に関する検収については、専門知識を有する者の立会い等により、実効性のある検収を行う。

3) 旅費の支出に係る事実確認

旅行者は、旅行完結後速やかに、国立大学法人京都工芸繊維大学旅費支給細則（平成16年4月19日制定）第8条第1項に規定する旅行の報告を行う。

勤務時間管理員及び経理課は、旅行承認権者の責任の下、旅行者の報告をもとに、同条第2項に規定する旅行の事実確認を行う。また、必要に応じ、用務先等への確認を行

う等、旅行の事実の確認を徹底する。

また、会計監査担当者は旅行の報告及び旅行の事実確認が適切に行われているか定期的又は不定期に調査し、必要に応じ改善指導を行う。

4) 謝金の支出に係る事実確認

一定期間（3ヶ月以上）継続して従事する者の出勤簿を事務局に配置し出勤状況の把握に努めるとともに、無作為抽出により勤務場所等における従事者との面談等、勤務の事実確認を行う。

5) 非常勤雇用者の勤務状況確認

非常勤雇用者の勤務状況について、事務部門において採用時や定期的に面談や勤務条件の説明、出勤簿や勤務内容の確認を行う。

(2) 監査体制の強化

1) 内部監査の強化

研究室等における公的研究費の事務処理の適正化を図るため、監査室が、適正経理推進室と連携し、不正発生要因に応じた公的研究費の監査を重点的に実施する。

2) モニタリングの実施

公的研究費に係る研究実施計画等に基づく計画的な執行がなされているかについてモニタリングを実施することにより、公的研究費の適正かつ早期の執行を促す。

(3) 構成員及び取引業者への遵守事項の周知徹底

1) コンプライアンス教育の実施

公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正の当たるとかを理解させるため、本学の不正対策に関する方針やルール等に係るコンプライアンス教育を毎年定期に実施し、受講を命じる。公的研究費の運営・管理に係る規則等の理解状況を定期的に調査し、理解度の低い構成員に対して適切な指導を行う。

2) 構成員からの誓約書の徴取

公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、関係規則等を遵守する旨の誓約書の提出を求める。なお、当該誓約書の提出を、競争的資金等の運営・管理に関わる必要条件とする。

3) 取引業者からの誓約書の徴取

取引業者に対し、本学の不正対策に関する方針及び関係規則等を周知徹底するとともに、一定期間の取引実績が一定数を超える取引業者から誓約書の提出を求める。

4) 各種ルールの周知徹底

不正防止等のための対応マニュアルを作成し、すべての構成員に関係規則等の周知徹底を図る。

2. 不正防止計画の見直し等

統括管理責任者は、不正な使用を発生させる要因の把握とその分析を進めるとともに、

文部科学省からの情報提供や他の研究機関における対応等も参考にしつつ、不正防止計画の不断の見直しに努める。

3. この不正防止計画は、令和2年7月30日から実施する。